

各市町村長様

石狩振興局長

平成22年度北海道社会貢献賞（障害者雇用関係功労者）及び北海道善行賞
（優良勤労障害者）の推薦について（依頼）

道におきましては、障害者の雇用促進に大きく貢献した事業所や団体並びに障害を克服し模範的な職業人として業績をあげている個人を対象に、その功績と努力をたたえとともに、これを広く道民一般に周知し、障害者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的として、北海道知事表彰を行っています。

つきましては、別添「障害者雇用関係功労者表彰事務取扱要領」に基づき、被表彰候補者として適当と認められる事業所等がある場合は、次により推薦書を提出してください。

記

1. 表彰の区分

(1) 北海道社会貢献賞（障害者雇用関係功労者）

ア 障害者雇用優良事業所

イ 障害者雇用促進貢献団体等

(2) 北海道善行賞（優良勤労障害者）

2. 表彰の基準等

別添「障害者雇用関係功労者表彰事務取扱要領」のとおり

3. 推薦書の様式

(1) 別記第2号様式（障害者雇用優良事業所）

(2) 別記第3号様式（障害者雇用促進貢献団体等）

(3) 別記第4号様式（優良勤労障害者）

4. 提出期日

平成22年8月19日（木）

石狩振興局産業振興部商工労働観光課労働係 電話（直通）011-204-5827 FAX 011-232-1950 E-mail: itou.masahiko1@pref.hokkaido.lg.jp
--

障害者雇用関係功労者表彰事務取扱要領

第1 趣 旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める北海道社会貢献賞のうち、北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日総務部長通達）の「障害者雇用関係功労者」の表彰事務手続は、同規則及び同要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 表彰の目的

障害者を積極的に雇用した事業所、障害者の雇用の促進に著しく貢献した団体又は個人及び職業更生について成果の著しい障害者に対し北海道知事表彰を行い、その努力をたたえとともに、これを広く道民一般に周知し、障害者の雇用の促進と職業の安定に資するものとする。

第3 表彰の基準

1 北海道社会貢献賞（障害者雇用関係功労者）

(1) 障害者雇用優良事業所

民間企業の事業所で障害者を積極的に雇用するなど、障害者の雇用促進に大きく貢献した事業所のうち次のいずれにも該当する者。（基準日は毎年6月1日とする。）

ア 当該事業所の障害者雇用率が法定雇用率の3倍以上であり、かつ当該事業所を含む企業全体が過去3年間において法定雇用率を達成していること。

イ 当該事業所において、10年以上継続して事業を営んでおり、10年以上にわたり障害者の雇用実績があること。

ウ 4級以上の身体障害者、知的障害者、又は精神障害者のいずれかを雇用していること。

エ 過去3年間に事業主都合により障害者を解雇したことがないこと。

オ 労務管理（職場定着推進チーム、生活相談員、職場環境等）体制が整備されており、自らの責任による労働災害を起こしていないこと。

カ 過去3年間に法令、条例、規則等公的な規範に違反し、そのことにより処罰、処分、行政指導等を受けた者でないこと。但し、軽微なものは除く。

(2) 障害者雇用促進貢献団体等

障害者の雇用促進に著しく貢献した民間の団体又は個人で次のいずれにも該当する者。

ア 概ね10年以上にわたって障害者の雇用の促進に貢献していること。

イ 過去3年間に法令、条例、規則等公的な規範に違反し、そのことにより処罰、処分、行政指導等を受けた者でないこと。但し、軽微なものは除く。

2 北海道善行賞（優良勤労障害者）

就職している障害者で障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ同僚等から敬愛されている者のうち次のいずれにも該当する者。

(1) 同一企業の勤務年数が5年以上経過していること。

(2) 25歳以上の者であること。但し、障害が進行性の場合は特別な配慮をするものとする。

(3) 身体障害者の場合にあつては4級以上の者であること。但し、障害が進行性の場合は特別な配慮をするものとする。

(4) 過去3年間に法令、条例、規則等公的な規範に違反し、そのことにより処罰、処分、行政指導等を受けたものでないこと。但し、軽微なものは除く。

第4 候補者の選考

- 1 経済部長は、障害者雇用優良事業所に係る被表彰候補者の推薦にあたり、北海道労働局長に、別記第1号様式による調書の提出を依頼し、関係する総合振興局長及び振興局長に、当該調書の内容に関して情報提供を行うものとする。
- 2 総合振興局長及び振興局長は、前項により情報提供があった者並びに総合振興局長又は振興局長が表彰候補者として適当と認める者の中から別記第2～第4号様式により、経済部長に推薦するものとする。
- 3 前項の規定により推薦があったものについて、経済部労働局雇用労政課就業支援担当課長は障害者雇用関係功労者表彰審査委員会を開催し、審査を行うものとする。
- 4 経済部労働局雇用労政課就業支援担当課長は、前項の規定による審査を経た結果、表彰を受けるべき事業所があると認めるときは、北海道表彰事務取扱要領第3の6に基づき、同要領別記様式の選考調書を総務部人事局人事課長へ提出するものとする。

第5 賞状及び副賞の贈呈

知事表彰の受賞者に対しては、賞状及び副賞を贈呈する。

第6 表彰の時期

表彰は年1回行うものとし、時期及び場所については別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月9日から施行する。

【別記第2号様式】

障害者雇用関係功労者（障害者雇用優良事業所）推薦書

（ 総合振興局（振興局） ）

(ふりがな) 事業所名 (ふりがな) 代表者職・氏名					
所在地		(電話)			
本社企業名 代表者職・氏名					
本社所在地		(電話)			
過去の障害者 雇用関連表彰歴					
事業所開設年月	年 月	産業分類		資本金	千円
障害者雇用状況	障害者雇用実績	通算 年			
	年 度	1 8 (6 / 1)	1 7 (6 / 1)	1 6 (6 / 1)	
	全従業員数(常用)	人		人	
	障害者数(重度)	人 (人)		人 (人)	
	：うち身体(重度)	人 (人)		人 (人)	
	：うち知的(重度)	人 (人)		人 (人)	
	：うち精神(重度)	人		人	
	内 訳	従業員数 [うち障害者数(うち重度)]	従業員数 [うち障害者数(うち重度)]	従業員数 [うち障害者数(うち重度)]	
	入 職	人 [人 (人)]	人 [人 (人)]	人 [人 (人)]	
	離 職	人 [人 (人)]	人 [人 (人)]	人 [人 (人)]	
事業所雇用率					
：①精神除く雇用率	%		%		
：②精神含む雇用率	%		%		
企業(全体)雇用率	%		%		
【推薦理由】					
事業主都合解雇	有 ・ 無	労働災害の有無	有 ・ 無	法令等違反	有 ・ 無

【別記第3号様式】

障害者雇用関係功労者（障害者雇用促進貢献団体等）推薦書

（ 総合振興局（振興局） ）

(ふりがな) 団体等名称		
所在地	(電話)	
結成年月日 (生年月日)		
(ふりがな) 代表者名 ※団体の場合		
産業分類又は 職業分類		
[経歴及び表彰歴]		
[推薦理由]		
法令等違反		有 ・ 無

【別記第4号様式】

優良勤労障害者推薦書

(総合振興局(振興局))

氏名等 (ふりがな)		(年齢 歳) (性別 男・女)	
現住所		(電話)	
勤務先名称 (ふりがな)			
勤務先所在地		(電話)	
職種 (職業分類)			
勤続年数	年 月	障害の程度等	
[経歴及び表彰歴]			
[推薦理由]			
		法令等違反	有 ・ 無

※勤続年数は表彰年度の6月1日現在とし、現在、勤務している企業における年数とする。